

特定商取引法に基づく概要書面（重要事項説明書）

1. 商品（権利、役務）の種類

外見改善コンサルティングおよびデジタルコンテンツ提供

2. 販売価格（役務の対価）

- ①コンサルティング代金 898,000円（税込）※ カード分割払いの場合、カード会社所定の分割手数料が別途発生します。
- ②洋服購入費用（物品代金、役務の対価には含まれません）：120,000円（税込）を想定（増減あり）

3. 代金（対価）の支払時期、方法

- ・支払時期：契約締結後72時間以内
- ・支払方法：クレジットカード支払い（最大18回の分割支払い）

4. 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）

- ①システム利用準備および初期ガイド提供：支払確認後、3営業日以内にログイン情報を通知。
- ②初期個別分析およびプランニング設計：分析用写真およびヒアリングフォームの提出完了日から、14営業日以内にレポートを送付。
- ③外見改善デジタルコンテンツ提供：上記②のレポート送付後、3営業日以内にデジタルコンテンツの閲覧権限を付与する。
- ④対面ファッションコンサルティング（全2回）：上記③のログイン権限共有後、弊社とお客様間の合意で決定した日時に実施。
- ⑤対面ヘアコンサルティング（全2回）：上記③のログイン権限共有後、弊社とお客様間の合意で決定した日時に実施。
- ⑥第三者によるカメラマン写真撮影（全1回）：上記③のログイン権限共有後、弊社とお客様間の合意で決定した日時に実施。
- ⑦オンラインチャットサポート：支払確認後、3営業日以内に開始し、契約終了日まで継続（定休日を除く）。

5. 契約の申込みの撤回（契約の解除）に関する事項

本書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面または電磁的記録により無条件で契約の解除ができます。この際、違約金等は発生せず、支払済みの代金は速やかに全額返金されます。

6. 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名

- ・名称：株式会社teniro
- ・住所：東京都渋谷区桜丘町9番3号 渋谷内田ビル5階
- ・電話番号：03-6824-2440
- ・代表者名：坂 祐樹

7. 契約の締結を担当した者の氏名

坂 祐樹

8. 契約の締結の年月日

本契約締結の完了日（乙が承諾した日。電磁的方法による場合は乙の電子署名完了日、書面による場合は乙の記名押印日とする）

9. 商品名及び商品の商標又は製造業者名

Re:birth（商標登録：第6446713号）

10. 商品の型式

オンラインおよび対面による個別コンサルティング

11. 商品の数量

1式

12. 契約不適合責任

提供資料に重大な誤りがある場合、速やかに修正・再提供を行います。性質上、主観的な満足度を理由とした返品には応じられません。

13. 契約の解除（中途解約）に関する定め

クーリング・オフ期間経過後の中途解約については、以下の精算基準に基づき算出された「未提供役務の残額」から特定商取引法に基づく解約手数料（残額の20%または5万円のいずれか低い額）を差し引いて精算します。中途解約に伴う返金が発生する場合、返金に係る振込手数料はお客様の負担とし、事業者は返金対象額から当該手数料を差し引いた金額を甲の指定する口座に振り込むものとします。

[提供済みとして精算される金額]

- ・①システム利用準備および初期ガイド提供：20,000円
- ・②初期個別分析およびプランニング設計：120,000円（レポート納品時点で提供済みとする）
- ・③外見改善デジタルコンテンツ提供：290,000円（デジタルコンテンツについて、閲覧可能な状態で提供された時点で提供済みとする）
- ・④対面ファッションコンサルティング（全2回）：85,000円/1回
- ・⑤対面ヘアコンサルティング（全2回）：85,000円/1回
- ・⑥第三者によるカメラマン写真撮影（全1回）：20,000円
- ・⑦オンラインチャットサポート（全9ヶ月）：12,000円/月（支払確認後のチャット開始日を起算日とし、翌月の同日の前日までを1ヶ月とみなします。1ヶ月に満たない端数期間が生じた場合は日割計算とし、1ヶ月を30日として算出します。）

14. そのほか特約があるときは、その内容

- ・チャット返信の48時間は営業日を基準とし、当社HP(<https://teniro.co.jp/>)に掲載する定休日/臨時休業日は算入しない。
- ・乙は初期個別分析レポートの解説としてオンライン面談を1回実施する。ただし、乙が日程候補を提示したにもかかわらず、甲が14日以内に日時を確定しない場合、甲は当該面談の機会を放棄したものとみなし、受ける権利を失う。なお、当該面談未実施は、提供完了および精算に影響しない。

契約書

特定商取引法に基づく概要書面の交付を受け、その内容を確認のうえ、後記の契約に基づき以下の通り契約を締結します。

ご契約日			契約担当者 ：坂 祐樹
契約期間 (役務提供期間)	開始日	弊社の判断に限り別途費用無しで 3ヶ月の追加延長が可能	
	終了日		
お客様 (甲)	お名前		
	ご住所		
	電話番号		

(1) 役務の内容とお支払総合計金額

① 役務の内容

コンサルティング内容	回数・期間	詳細・提供完了の定義	価格
システム利用準備および初期ガイド提供	1式	専用サイト(Teachable等)のアカウント発行および利用マニュアルの提供	898,000円 (税込)
初期個別分析およびプランニング設計	1式	個別の身体・顔面等に基づく分析レポート(PDF等)の作成および送付	
外見改善デジタルコンテンツ提供	1式	外見改善をまとめたEラーニング形式の教材提供(Teachable等)	
対面ファッションコンサルティング(※1)	2回	講師が対面にて実施(1回最大90分程度)	
対面ヘアコンサルティング(※2)	2回	講師が同伴のもと対面にて実施(1回最大75分程度)	
第三者によるカメラマン写真撮影(※3)	1回	提携カメラマンによる写真撮影の手配	
オンラインチャットサポート(※4)	9ヶ月	契約期間中のLINEチャットによる指導および相談(定休日を除く)	

② コンサルティングに際しご購入頂く必要がある商品の内容

商品名	予想価格	回数	予想合計金額
服装購入代金	60,000円(税込)	2回	120,000円(税込)

③ コンサルティングで弊社にお支払いする予想合計金額

お支払い総合計金額 予想概算金額 (カード分割払いの場合はカード会社所定の分割手数料が別途発生します)	1,018,000円(税込)
---	----------------

注意事項：コンサルティング代金は不変ですが、服装購入代金は増減します。それに伴いお支払い総合計金額も増減する可能性があります。

※1：洋服購入代金は甲負担とする。

※2：美容室への支払いとしてカット、セット代金は乙負担とし、その他施術は甲負担とする。

※3：乙の指定した撮影者、プランを基本とする。指定した撮影者手配、指定したプランの料金は乙が負担する。

※4：事業者はサービスの質維持のため、原則として月8日程度の定休日を設けます。9ヶ月間の契約期間中、最大75日間をサポート対応除外日(定休日・臨時休業・季節休暇等を含む)と定め、本サポート対応除外日を除き、LINE等によるチャットサポートの返信はメッセージ受信から原則として48時間以内に行うものとします。定休日中に受信したメッセージについては、翌営業日の開始時刻より起算して48時間以内に回答します。定休日(サポート対応除外日)は乙の公式ホームページ(<https://teniro.co.jp>)に掲載し、甲はこれを確認した上でサービスを利用するものとします。乙から甲への個別の休業連絡は原則として行いません。

(2) お支払い方法及びお支払い時期

支払い内容	お支払い方法	支払い時期・期限	お支払い金額
コンサルティング代金	クレジットカード決済	契約締結後72時間に決済	898,000円(税込)
服装購入代金	現金・クレジットカード	対面ファッションコンサルティング時	見込み 120,000円(税込)

注意事項：コンサルティング代金は不変ですが、服装購入代金は増減します。分割手数料が生じる場合はお客様負担となります。

事業者 (乙)	法人名	株式会社teniro
	代表者氏名	坂祐樹
	所在地	〒150-0031東京都渋谷区桜丘町9番3号 渋谷内田ビル5階
	電話番号	03-6824-2440

■商品名(形式)：Re:birth ■商品商標：Re:birth (商標登録：第6446713号/区分：第41類 第45類)

■商品の引渡時期(役務の提供時期)：支払確認後、3営業日以内にお客様のLINEアカウントへ弊社担当者が連絡し、ログイン情報等を通知

第1条 (契約の成立)

お客様（以下「甲」という）は、本契約書の記載内容および契約の各条項を承諾のうえ、株式会社teniro（以下「乙」という）に対して、コンサルティング契約（以下「本契約」という）の申し込みを行い、乙はこれを承諾する。本契約は、乙が承諾した時点で成立するものとする。本契約書に記載された日付にかかわらず、本契約の成立日は前項に定める承諾日とする。

第2条 (契約の内容)

- 乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース、価格および回数の役務を提供するものとする。
- 本契約に基づく役務の具体的内容、提供方法および提供条件は、本契約書および概要書面に定めるところによる。
- 本契約に基づく役務は、本契約書に定める回数の実施、または概要書面に定める提供完了条件を満たした時点で提供完了とみなす。
- 甲の都合または甲の責に帰すべき事由により役務の実施が困難となった場合、または乙からの連絡、案内もしくは日程調整の提案に対し相当期間応答がない場合には、乙は当該役務の提供を停止できる。この場合の精算は第7条に従う。

第3条 (報酬の支払)

- 乙は、甲に提供する役務の対価、その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとする。
- 本業務にかかる交通費等の費用は、原則として甲および乙がそれぞれ負担するものとする。ただし、甲の依頼により乙の遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取り決める。
- 甲が本契約に基づく支払を遅滞した場合、乙は何らの催告を要することなく役務の提供を停止することができる。この場合においても、甲は本契約に基づく支払義務を免れない。
- 前項の場合において、乙は未払金の回収のために必要な措置を講じることができる。
- クレジットカード決済において決済不能、利用限度額超過その他の事由により支払が完了しない場合であっても、甲は本契約に基づく支払義務を免れない。

第4条 (秘密保持)

- 甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上/技術上又はその他の業務上の秘密情報を、相手方の承諾なしに本契約の履行中/本契約終了後共に第三者に漏らしてはならない。但し、次に掲げるものはこの限りではない。
 - 既に公知の事実となっているもの
 - 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの
- 甲は、本契約に関して知り得た乙の提供する資料、ノウハウ等の情報を、乙の承諾なく第三者に提供または無断利用してはならない。
- 甲の写真等の知的財産権に関しては甲が所有し、契約期間内外に問わず乙が甲の承諾なしに無断使用することは出来ない。

第5条 (役務提供期間)

役務の提供期間は、乙が承諾した日を起算日として、本契約書に記載された期間とする。役務の提供開始は、甲による本契約に基づく代金の支払確認後とする。契約期間内に対面へコンサルティング、対面ファッションコンサルティング又は第三者による写真撮影手配が実施できない場合で、やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、役務提供期間を最大3ヶ月延長することができる。なお、延長期間中も報酬の増減は生じない。また、外見改善デジタルコンテンツの閲覧権限は、本契約の役務提供期間中に限り付与されるものとし、契約期間終了後は乙の判断により閲覧権限を停止することができる。

第6条 (クーリング・オフ)

- 甲は本契約書を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面（郵送）もしくは磁気的方法のWEBフォーム（<https://forms.gle/eMTpxtgcdPgWRWus6>）を用いた方法により本契約を解除する事が出来る（これを「クーリング・オフ」という）。クーリング・オフをした際には違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要となる。また乙が契約に関して甲から金銭を受領している場合には速やかに全額を返金しなければならない。なお、本契約の成立時期にかかわらず、クーリング・オフ期間は本契約書を受領した日から起算して進行するものとする。
- クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面もしくは指定のWEBフォームにて乙宛に発信した時に、その効力が生じる。
- クレジットカード等により決済された場合の返金は、原則として当該決済手段の取消処理またはカード会社所定の方法により行うものとし現金による返金は行わない。

クーリング・オフ（契約解除）文面

株式会社 teniro 御中
住所 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町9番3号 渋谷内田ビル5階

〇年〇月〇日 株式会社teniroとの間で締結した契約について、契約書第6条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払済金銭の返金手続きをお願いします。

〇年〇月〇日

住所〇〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇〇〇

【WEBフォーム】



第7条 (中途解約)

- クーリング・オフ期間経過後であっても、甲は本契約を将来に向かって解除（以下「中途解約」という。）することができる。中途解約を希望する場合、甲は書面または電子書面（WEBフォーム等）により乙に通知するものとする。なお、円滑な業務調整および精算のため、解約希望日の1週間前までの通知が望ましいものとする。

【WEBフォーム】



2. 本契約は、前項の通知が乙に到達した時点で終了する。ただし、本条に基づく精算義務は契約終了後も存続する。
3. 通知受領後、乙は本条に基づき算出された精算金（返金が生じる場合は返金額）および支払期日（又は返金期日）を明記した書面（電子書面を含む。以下「精算書」という。）を作成し、甲に交付するものとする。甲は、精算書に記載された精算金がある場合、当該支払期日までにこれを支払う義務を負う。支払期日は、精算書発行日から7日以上14日以内の範囲で定めるものとする。甲は、精算書の内容に異議がある場合、受領後7日以内に書面または電子書面により通知するものとし、当該期間内に異議が通知された場合、甲乙は誠実に協議するものとする。
4. 中途解約時の精算にあたっては、乙は以下の精算基準に基づき算出された「未提供役務の残額（契約金額から、提供済み役務として精算される金額の合計を控除した残額をいう。）」から、特定商取引法に基づく解約手数料（残額の20%または5万円のいずれか低い額）を差し引いた金額を甲に返金し、又は不足分を甲に請求するものとする。乙は、通知受領日から14営業日以内に精算書を交付し、精算（返金または請求）を行うものとする。なお、返金が生じる場合の振込手数料は甲の負担とし、乙は当該手数料を控除した額を返金するものとする。また、不足分の支払いが生じる場合の振込手数料も甲の負担とする。

【提供済みとして精算される金額（役務単価）】

- ① システム利用準備および初期ガイド提供：20,000円
- ② 初期個別分析およびプランニング設計：120,000円（分析結果を記載したレポート等の成果物の納品をもって提供済みとする。また、甲が当該成果物を閲覧したか否かにかかわらず、納品時点で提供済みとし、その後の面談の実施の有無は精算に影響しないものとする。）
- ③ 外見改善デジタルコンテンツ提供：290,000円（乙が提供するデジタルコンテンツについて、閲覧可能な状態で提供された時点で提供済みとする。甲が当該コンテンツを閲覧したか否かにかかわらず、精算に影響しないものとする。）
- ④ 対面ファッションコンサルティング：85,000円/1回
- ⑤ 対面ヘアコンサルティング：85,000円/1回
- ⑥ 第三者によるカメラマン写真撮影：20,000円
- ⑦ オンラインチャットサポート：12,000円/月（支払確認後のチャット開始日を起算日とし、翌月の同日の前日までを1ヶ月とみなす。1ヶ月に満たない端数期間が生じた場合は日割計算とし、1ヶ月を30日として算出する。なお、甲が当該サポートを利用したか否かにかかわらず、提供可能な状態にあった期間については精算の対象とする。）

第8条（契約の解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した時は、乙は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正要求に応じないとき
 - (2) 乙の信用、名誉または相互の信頼関係を著しく傷つける行為をしたとき
 - (3) 支払停止、破産手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 反社会的勢力に該当することが判明したとき、または公序良俗に反する行為があったとき
2. 乙による連絡（LINE等のメッセージ）に対して、甲が14日以上応答しない場合、乙は回答期限（7日以上）を定めて催告する。当該期限内に正当な理由なく応答がない場合、乙は本契約を将来に向かって解除できる。催告は、LINE等のメッセージその他乙が合理的と認める方法により行う。
3. 前2項により本契約が解除された場合、乙は第7条第4項の精算基準に準じて精算を行うものとする。この場合、解約手数料は適用しないものとし、返金が生じるときの振込手数料は乙の負担とする。なお、本項に基づく精算に伴う振込手数料その他の送金費用は、解除原因を生じさせた当事者の負担とする。

第9条（契約条項の変更）

本契約条項の変更は、甲および乙の記名・押印のある書面・電子書面によってのみなされる。

第10条（反社会勢力等の排除）

1. 甲および乙は、本契約締結時において、甲および乙の役職員、親会社、関係会社、主要株主等の関係者が第2項各号のいずれの場合にも該当しないことを表明および保証する。
2. 甲および乙は、相手方当事者につき次の各号のいずれかに該当した時は、催告その他の手続きを要しないで、本契約締結後であっても無条件で本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 甲および乙（自己の役員、実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴集団等はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」という）である場合。
 - (2) 甲および乙が、自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると相手方当事者が合理的な根拠に基づき判断した場合。
 - 1 反社会的勢力であることを標ぼうした場合
 - 2 反社会的勢力を利用した場合
 - 3 詐術、暴力行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
 - 4 名誉や信用等を毀損した場合
 - 5 業務を妨害した場合
 - 6 違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合
 - 7 不法又は不正な取引を行った場合
 - 8 金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合
 - 9 社会的に好ましくない風評がある場合
 - (3) 甲および乙は、前項に違反し又はその恐れがある事が判明した場合には、相手方当事者に直ちに通知する。
3. 前2項により本契約が解除された場合、乙は第7条第4項の精算基準（解約手数料を含む）を適用して精算を行うものとする。この場合、乙に生じた損害については別途、甲に賠償を請求することを妨げない。

第11条（免責）

1. 乙は甲に対し、本業務に関して特定の結果（外見の向上等を含む）を保証するものではない。乙は、第2条に定めるコンサルティング業務を遂行

する義務を負うにとどまる。乙は、本契約に関連して甲に損害が生じた場合であっても、乙の故意または重過失による場合を除き、当該損害を賠償する責任を負わないものとする。また、乙が責任を負う場合における損害賠償額は、いかなる場合であっても、甲が乙に対して本契約に基づき実際に支払った金額を上限とする。

2. 本コンサルのカリキュラムの実施に関連して精神的または身体的な損害が生じた場合であっても、乙は自己の故意または過失による場合を除き責任を負わないものとする。また、乙が紹介または手配した第三者による施術等については、当該第三者が自己の責任において役務を提供するものとし、乙は当該役務の内容、結果、安全性等について責任を負わない。ただし、当該第三者の選任または紹介に関して乙に故意または過失がある場合はこの限りではない。

3. 乙が提供する役務は、医師法その他の法令に定める医業または医療行為（診断、治療、投薬、処方等）を目的とするものではなく、乙は医師免許を有しない。甲から美容医療（整形手術、注入治療、内服薬・外用薬等を含む）に関する相談があった場合であっても、乙は審美的観点から一般的な情報提供を行うにとどまり、医学的判断、診断、治療方針の提示等を行うものではない。甲は、医療に関する最終的な判断は医師その他の適切な専門家に相談のうえ自己の責任で行うものとする。

4. 乙は、甲の希望に応じて美容医療機関その他の事業者に関する情報提供または紹介を行うことがある。これらの医療機関または事業者は乙とは独立した事業主体であり、当該医療機関等が提供する医療行為、施術内容、結果、安全性、料金、契約条件その他一切について乙が保証または責任を負うものではない。乙は、複数の医療機関の中から、甲の希望や審美的観点等を踏まえて候補となる医療機関を紹介することがあるが、特定の医療機関の利用を強制するものではなく、甲は自由に医療機関を選択することができる。また、乙は医療機関または第三者の紹介サービス等から紹介手数料その他の経済的利益を受ける場合があるが、甲はこれを了承するものとする。なお、甲と医療機関との契約および施術の選択・受療については、甲が自らの判断と責任において決定するものとする。

5. 乙は、システム変更、サービス終了、その他合理的理由により、デジタルコンテンツの提供方法または閲覧環境を変更することができる。

第12条 (損害賠償)

1. 甲または乙が本契約の規定に違反したことによって、相手方に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合、損害を与えた者はそれにより生じた一切の損害を賠償する。

2. 前項の賠償義務は、本契約が終了し又は解除された後であっても前項の賠償の義務を免れない。

3. 第3条に基づく甲の乙に対する支払債務の履行が遅延した場合は、甲は乙に対して弁済期の翌日から支払済みまで年率12パーセントの割合(年365日日割計算)による遅延損害金を加算して支払わなければならない。

第13条 (合意管轄)

東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。ただし、消費者契約法その他法令により別途定めがある場合はその定めに従う。

第14条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じた時や本契約条項の解釈に疑義が生じた時は、相互に誠意をもって協議・解決する。上記契約の成立を証するため、それぞれ電子署名を行い各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、電磁的方法による場合は電子データである契約書ファイルを原本とし、書面による場合は記名押印された書面を原本とする。

第15条 (返品に関する特約)

本サービスは役務提供およびデジタルコンテンツの性質上、第6条（クーリング・オフ）および第7条（中途解約）に定める場合を除き、提供済み役務の返品および返金には応じられないものとする。

第16条 (期限の利益の喪失)

甲は以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、乙に対して直ちに当該債務を弁済しなければならない。

- (1) 第7条に基づき甲が中途解約を行った場合において本契約に基づき算出された未払いの精算金が存在するとき
- (2) 第8条1項による契約が解除された時
- (3) 第8条2項による契約が解除された時
- (4) 第10条2項による契約が解除された時
- (5) 本契約に基づく支払を履行せず、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に履行しないとき

第17条 (その他 特記事項)

1. 甲の都合により、日時確定済み対面コンサルの日程変更キャンセルについては下記に従う。

- ・5日前の23時00分以前の連絡の場合：契約期間内で自由に日程変更等が可能
- ・5日前の23時00分以降～2日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として10,000円(税込) / 1対面コンサルティグを乙に追加で支払う(48時間以内に振り込み / 手数料甲負担 / 乙の指定口座 / コンサルティグ回数消化無し)
- ・2日前の23時00分以降～1日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として25,000円(税込) / 1対面コンサルティグを乙に追加で支払う(48時間以内に振り込み / 手数料甲負担 / 乙の指定口座 / コンサルティグ回数消化無し)
- ・1日前の23時00分以降の連絡又は連絡無しの場合：キャンセル代として50,000円(税込) / 1対面コンサルティグを乙に追加で支払う(48時間以内に振り込み / 手数料甲負担 / 乙の指定口座 / コンサルティグ回数消化無し)

2. 乙の都合により、日時確定済み対面コンサルの日程変更キャンセルについては下記に従う。

- ・5日前の23時00分以前の連絡の場合：契約期間内で自由に日程変更等が可能
- ・5日前の23時00分以降～2日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として10,000円(税込) / 1対面コンサルティグを甲に追加で支払う(48時間以内に振り込み / 手数料乙負担 / 甲の指定口座 / コンサルティグ回数消化無し)
- ・2日前の23時00分以降～1日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として25,000円(税込) / 1対面コンサルティグを甲に追加で支払う(48時間以内に振り込み / 手数料乙負担 / 甲の指定口座 / コンサルティグ回数消化無し)

- ・1日前の23時00分以降の連絡又は連絡無しの場合：50,000円(税込) / 1 対面コンサルティング を甲に追加で支払う
(48時間以内に振り込み / 手数料乙負担 / 甲の指定口座 / コンサルティング回数消化無し)